

「首里偕生園指定（介護予防）短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は利用者に対して（介護予防）指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次のとおり説明します。

（令和6年8月1日改訂）

◆◆目 次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. 事業所の概要	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 個人情報の取扱いについて	12
7. 認知症である利用者への援助	12
8. 虐待防止について	13
9. 身体の拘束について	13
10. 褥瘡対策について	13
11. 事故発生の防止及び発生時の対応	13
12. 非常災害対策	13
13. 災害への地域と連携した対応の強化について	14
14. 感染症対策について	14
15. 衛生管理及び健康管理について	14
16. 業務継続に向けた取り組みについて	14
17. 研修の実施について	14
18. ハラスメント対策	14
19. サービスをやめる場合（契約の終了について）	15
20. 契約者からの契約解除について	15
21. 事業者からの契約解除について	16
22. 契約の終了に伴う援助	16
23. 苦情の受付について	16
24. 連帯保証人の責務	16
25. 重要説明書付属文書	17
26. 同意書	21

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 偕生会
- (2) 法人所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目390番地
- (3) 電話番号 098-886-2844
- (4) 代表者氏名 理事長 安里 政 晃
- (5) 設立年月日 昭和47年5月9日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 ・平成21年4月1日指定
(沖縄県第4770101766号)
指定介護予防短期入所生活介護事情所・平成21年4月1日指定
(沖縄県第4770101766号)

(2) 事業所の目的

この施設は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健全で安定した生活、又は社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 首里偕生園指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
- (4) 施設の所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目389番地
- (5) 電話番号 098-886-3400
- (6) 施設長(管理者)氏名 園長 渡口 政也
- (7) 当施設の運営方針

- 1. 要介護状態にある利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の日常生活上の世話及び機能維持並びに利用者の家族の身体的負担の軽減を図ります。
- 2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 8：30～17：30

(9)利用定員 4人（空床利用も可能）

(10)実施地域

那覇市、浦添市、西原町、南風原町の区域とする。ただし、実施地域以外から依頼があった際、必要と判断した場合には、サービス提供を行うものとする。

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。（介護予防）短期入所生活介護でご利用される居室は原則として個室ですが、空床利用等で4人部屋など他の居室への利用をご希望される場合は、その旨をお申し出て下さい。（但し、特別養護老人ホーム入居者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室(1人部屋)	20室	従来型個室 ※内、4室が(介護予防)短期入所生活介護専用
2人部屋	4室	多床室
4人部屋	19室	多床室
合 計	43室	
食 堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]①平行棒 ②訓練用階段等
浴 室	3室	
便 所	10箇所	
医 務 室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定(介護予防)短期入所生活介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

※居室の変更：利用者及び契約者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者及び契約者等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を遵守しています

職 種	常勤換算	指定基準	従事するサービス種類、業務
1. 施設長(管理者)	1 名	1 名	業務の一元的な管理を行います。
2. 介護職員	35名以上	31 名	介護福祉士を17名以上配置し、特別養護老人ホーム入居者(以下、入居者)及び(介護予防)短期入居生活介護利用者(以下、利用者)の日常生活の介護並びに健康保持のための相談援助を行います。
3. 生活相談員	2 名	1 名	入居者及び利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、相談援助、生活支援を行います。
4. 看護職員	4名以上	3名以上	入居者及び利用者の健康管理や療養上の支援を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
5. 機能訓練指導員	1 名	1 名	機能訓練指導員を配置し、入居者及び利用者の機能訓練を実地します。
6. 管理栄養士	1名以上	1 名	入居者及び利用者の栄養ケアマネジメントを行います。
7. 医 師(嘱託)	1名以上	必要数	入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例） 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

※ 嘱託医を配置しておりますが、（介護予防）短期入所生活介護利用中の診療を保証するものではありません。（介護予防）短期入所生活介護のサービスご利用中に体調不良を訴えられた際は、かかりつけ医への受診をお勧め致します。

《主な職種の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	嘱託医師（1回／月）
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 朝 ： 7：00～10：00 10名 日 中 ： 10：00～19：00 10名 夜 間 ： 19：00～ 9：00 5名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 朝 ： 7：00～10：00 2名 日 中 ： 10：00～19：00 2名

※土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスについては、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を入居者及び契約者に負担していただく場合がございます。

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

（1）当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常7割から9割が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

- ① 居室の提供
 - ・個室または多床室

② 食 事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表を作成し、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・一人で食事ができない方は食事の介助をいたします。

〈食事時間〉	朝 食：	7：00	～	9：00
	昼 食：	11：00	～	13：00
	夕 食：	17：00	～	19：00

③ 入 浴

- ・入浴又は清拭を原則、週2回行います。必要に応じて回数を増やすこともできます。（夏場週3回、冬場週2回）
- ・寝たきりでもストレッチャーを使用して入浴することができます。

④ 排 泄

- ・利用者の状況に応じて定時適切な排泄介助を行い、排泄の自立について適切な援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・看護職員または介護職員が服薬管理・血圧測定等の健康管理を行います。

⑦ 看護体制

- ・常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定め、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保しています。主に内服投与や喀痰吸引、胃ろう管理等を行っており、これらは介護職員も行う場合があります。

⑧ 相談・援助

- ・利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

⑨ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、清潔で快適な生活が送れるように、適切な整容が行われるよう援助します。

《サービス利用料金》（契約書第7条参照）

次頁の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用単位数に各加算を加えた単位から、「介護保険負担割合証」に記載されている負担割合を基にサービスの利用料金および居住費・食費等の料金をお支払いください。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。居住費・食費については、下記《当施設の居住費・食費の負担額》をご参照下さい。

《当施設の居住費・食費の負担額》

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）や生活保護を受けておられる方は、施設利用の居住費および食費の負担が軽減されます。

詳細は、下記表をご参照下さい。尚、「入居者負担段階」の確認につきましては、利用者のお住まいの市町村役場窓口にて「負担限度額認定証」の申請を行い、ご確認をお願いします。

【日額】

対象となる方		利用者負担段階	1日当たりの居住費		1日当たりの食費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給者		第1段階	0円	380円	300円
住 民 税 世 帯 非 課 税	老齢福祉年金受給者 預貯金 1,000(※2,000)万円以下				
	年金収入額と合計所得金額の 合計が 80 万円以下 預貯金 650(※1,650)万円以下	第2段階	430円	480円	600円
	年金収入額と合計所得金額の 合計が 80 万円超～120 万円以下 預貯金 550(※1,550)万円以下	第3段階①	430円	880円	1,000円
	年金収入額と合計所得金額の 合計が 120 万円超 預貯金 500(※1,500)万円以下	第3段階②	430円	880円	1,300円
世帯に課税者がいる者 市町村民税本人課税者		第4段階	915円	1,231円	1,445円

※夫婦の場合

○平成27年8月1日より配偶者の所得、預金等が対象要件として加算されます。

○利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

《要介護度別サービス利用料金（1日あたり）》

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

【多床室】

利用者の要介護度とサービス利用料金※		要介護度 1 6,030円	要介護度 2 6,720円	要介護度 3 7,450円	要介護度 4 8,150円	要介護度 5 8,840円
加算料金	夜勤職員配置加算（Ⅰ）	130円／日				
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		840円	930円	1,030円	1,130円	1,220円
サービス利用にかかる小計		7,000円	7,780円	8,610円	9,410円	10,190円
うち、介護保険から給付される金額	1割	6,300円	7,002円	7,749円	8,469円	9,171円
	2割	5,600円	6,224円	6,888円	7,528円	8,152円
	3割	4,900円	5,446円	6,027円	6,587円	7,133円
①サービス利用料にかかる自己負担額	1割	700円	778円	861円	941円	1,019円
	2割	1,400円	1,556円	1,722円	1,882円	2,038円
	3割	2,100円	2,334円	2,583円	2,823円	3,057円
②食 費		1,445円／日 (朝食：411円 昼食：522円 夕食：512円)				
③居 住 費		915円／日				
合 計（1日） ①+②+③	1割	3,060円	3,138円	3,221円	3,301円	3,379円
	2割	3,760円	3,916円	4,082円	4,242円	4,398円
	3割	4,460円	4,694円	4,943円	5,183円	5,417円

【個室】

利用者の要介護度とサービス利用料金※		要介護度1 6,030円	要介護度2 6,720円	要介護度3 7,450円	要介護度4 8,150円	要介護度5 8,840円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）		130円／日				
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		840円	930円	1,030円	1,130円	1,220円
サービス利用にかかる小計		7,000円	7,780円	8,610円	9,410円	10,190円
うち、介護保険から 給付される金額	1割	6,300円	7,002円	7,749円	8,469円	9,171円
	2割	5,600円	6,224円	6,888円	7,528円	8,152円
	3割	4,900円	5,446円	6,027円	6,587円	7,133円
①サービス利用料にか かる自己負担額	1割	700円	778円	861円	941円	1,019円
	2割	1,400円	1,556円	1,722円	1,882円	2,038円
	3割	2,100円	2,334円	2,583円	2,823円	3,057円
②食 費		1,445円／日 (朝食：411円 昼食：522円 夕食：512円)				
③居 住 費		1,231円／日				
合 計 (1日) ①+②+③	1割	3,376円	3,454円	3,537円	3,617円	3,695円
	2割	4,076円	4,232円	4,398円	4,558円	4,714円
	3割	4,776円	5,010円	5,259円	5,499円	5,733円

その他の加算

加 算 名	利用料金	算定要件等
送迎加算	1,840円／片道	利用者の心身の状態、家族の事情などからみて利用者に対して自宅と事業所間の送迎を行う場合加算されます。
療養食加算（対象者の方）	80円／食	医師の発行する食事せんに基づき療養食を提供する場合加算されます。 (1日3食を限度とする)
緊急短期入所受け入れ加算	900円／日	利用者の状態や家族などの事情により居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に加算されます。

※お手持ちの「介護保険負担割合証」の負担割合によって負担額が異なります。

《要支援別サービス利用料金（1日あたり）》

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

【多床室】

利用者の要介護度とサービス利用料金※		要支援1 4,510円	要支援2 5,610円
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		610円	760円
サービス利用にかかる小計		5120円	6,370円
うち、介護保険から給付される金額	1割	4,608円	5,733円
	2割	4,096円	5,096円
	3割	3,584円	4,459円
①サービス利用料にかかる自己負担額	1割	512円	637円
	2割	1,024円	1,274円
	3割	1,536円	1,911円
②食 費		1,445円／日 (朝食：411円 昼食：522円 夕食：512円)	
③居 住 費		915円／日	
合 計（1日） ①+②+③	1割	2,872円	2,997円
	2割	3,384円	3,634円
	3割	3,896円	4,271円

【個室】

利用者の要介護度とサービス利用料金※		要支援1 4,510円	要支援2 5,610円
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		610円	760円
サービス利用にかかる小計		5,120円	6,370円
うち、介護保険から給付される金額	1割	4,608円	5,733円
	2割	4,096円	5,096円
	3割	3,584円	4,459円
①サービス利用料にかかる自己負担額	1割	512円	637円
	2割	1,024円	1,274円
	3割	1,536円	1,911円
②食 費		1,445円／日 (朝食: 411円 昼食: 522円 夕食: 512円)	
③居 住 費		1,231円／日	
合 計 (1日) ①+②+③	1割	3,188円	3,313円
	2割	3,700円	3,950円
	3割	4,212円	4,587円

その他の加算

加 算 名	利用料金	算定要件等
送迎加算	1,840円／片道	利用者の心身の状態、家族の事情などからみて利用者に対して自宅と事業所間の送迎を行う場合加算されます。
療養食加算（対象者の方）	80円／食	医師の発行する食事せんに基づき療養食を提供する場合加算されます。 (1日3食を限度とする)

※お手持ちの「介護保険負担割合証」の負担割合によって負担額が異なります。

(2) 当施設が提供できる基準外サービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者及び契約者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

サービス内容	料金	サービス概要
特別な食事（酒類を含む）	要した費用の実費	利用者及び契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
理 髪	1,300 円～／1 回	理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。
レクリエーション・クラブ活動	材料費などの実費	利用者及び契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。
複写物の交付	10 円/1 枚	利用者及び契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。
日常生活上必要となる諸費用	実費	日常生活に要する費用で、利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる購入代金は、利用者にご負担していただきます。 〈例〉歯ブラシ、ティッシュ等 ※施設で利用したおむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありませんが、サービスご利用時に必要分をご準備下さい。

(3) 利用料のお支払方法（契約書第7条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、後日ご利用期間分の合計金額の請求書を送付いたしますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください

ア. 下記指定口座への振込		特別養護老人ホーム首里偕生園	
		理事長 安 里 政 晃	
沖縄銀行	糸満支店	普通預金	1 5 5 9 4 5 7
イ. 金融機関口座から自動引落とし（1回につき110円の手数料がかかります）			
ご利用できる金融機関：沖縄銀行、琉球銀行、海邦銀行、農業協同組合、郵便局			

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条参照)

○利用予定期間の前に、利用者及び契約者の都合により、(介護予防) 短期入所生活介護サービスの利用の中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の (自己負担相当額)

※ 但し、緊急の場合は、ご相談に応じます。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者及び契約者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 個人情報の取扱いについて (秘密保持「退職後の秘密保持」) (契約書第11条参照)

- (1) 当施設は、利用者等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- (2) 当施設が得た利用者等の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者等の了解を得るものとします。
- (3) 当施設は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を厳守すべき皆を、従業者の雇用契約の内容とします。

7. 認知症である利用者への援助

1. 認知症である利用者への援助は次のとおり取り組んでまいります。
 - (1) 個人を尊重し、受容・支持的な態度で優しく接します。
 - (2) 残存機能を活かすよう努め、諸活動を通して可能な範囲内で作業訓練を実施します。
 - (3) 急激な環境の変化を避け、規則正しい生活リズムを保つように配慮します。
 - (4) 自他共に危険を伴う行為に対しては、環境整備や改善、巡視体制の強化を行います。または、家族との連携を密にして、精神安定を図るよう努めます。
2. 専門性と資質の確保・向上を目的とし、必要に応じて認知症介護基礎研修を実施します。
3. 認知症高齢者への対応として、パーソン・センタード・ケアに基づき、いつでも、どこでも、その人らしい、本人の意思決定を尊重したサービスの提供を実施します。
4. 総合的なアセスメントを踏まえ、本人にとって不安のない環境づくりの構築と認知症ケアの質を高めていくチームケアに取り組んでまいります。

8. 虐待防止について

当施設は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための職員の人権意識の向上や知識・技術の向上のための研修を実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- (5) 当施設は、新任職員及び業務上のストレス・悩み相談のある職員には悩みを相談できる体制を整備します。
- (6) 当施設は、サービス提供中に当該施設従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

9. 身体拘束について（契約書第12条参照）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止しています。但し、当該利用者または他の入所者等の生命または身体の保護、事故の危険がある場合等やむを得なく身体拘束を行う場合があります。その場合は必要な理由を記載し、家族の同意を得て対応いたします。

10. 褥瘡対策について（契約書第13条参照）

当施設は利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別途）を定め、その発生を防止する為の態勢を整えています。

11. 事故発生の防止及び発生時の対応について（契約書第14条参照）

- (1) 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別途）を定め、その発生を防止するための体制を整備します。
- (2) サービス提供時等に事故が発生した場合、従業者等は利用者に対し必要な措置を講ずるものとします。
- (3) サービス提供時等に事故が発生した場合、起きた時の状況や事故内容、利用者の状態を必要に応じて管轄する市町村へ報告します。
- (4) 施設嘱託医及び看護師等の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関での診療を依頼するものとします。

12. 非常災害対策について

- (1) 当施設は消防法令に基づき、防災管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとします。
- (2) 当施設は消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画を立て職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として年2回以上は実施します。そのうち、1回は夜間想定消火、通報及び避難訓練を実施します。
- (3) 当施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通知される装置となっています。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されています。
- (4) 訓練等の実施に当たっては、近隣施設や地域住民等の参加が得られるような連携に努めます。
- (5) 地震・台風等の天災、その他事業所の責に帰すべからざる事由により（介護予防）短期入所生活介護サービスの実施ができなくなった場合には、サービスの提供を中止することがあります。

- (6) (介護予防) 短期入所生活介護のサービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日頃から関係機関との協力を密にして非常災害に備えて、定期的に防災避難訓練を実施します。

1 3. 災害への地域と連携した対応の強化について

災害への対応においては、地域との連携が不可欠である事を踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業（通所系・短期入所系・特定・施設系）を対象に、小多機能等の例を参考に、訓練の実施（避難訓練年2回）及び、災害対策のための備蓄の準備及び管理リストの作成を行い、地域住民の参加が得られる様連携に努めなければならない事とします。

1 4. 感染症対策について（契約書第15条参照）

当施設は、感染症が発生又は食中毒が発生し、まん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直しを行います。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を定期的に開催します。
- (3) 関係通知の尊厳、徹底を行います。

1 5. 衛生管理及び健康管理について

- (1) 当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 当施設は、事業所内において感染症の発生またはそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じます。

1 6. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 当施設は、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対し必要なサービスが安定的・継続的に提供できるように努めます。
- (2) 業務継続に向けた計画（業務継続計画・BCP）を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を講じます。
- (3) 業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練を定期的に実施します。

1 7. 研修の実施について

当施設は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。

- (1) 新人研修 業務内容、運動プログラム等
- (2) 継続研修 高齢者の病気の特徴・転倒予防、虐待・不適切ケアを防ぐ等
- (3) 認知症介護基礎研修 医療・福祉関係の資格を有さない通所介護従業者を対象として受講させるための必要な措置を講じます。

1 8. ハラスメント対策

当施設は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、利用者へのサービス提供及び従業者の就業環境が害され

ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

19. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）（契約書第20条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者及び契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

20. ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第21条、第22条参照）

契約の有効期間であっても、利用者及び契約者から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める（介護予防）短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失等により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

21. 事業者から契約解除の申し出（契約書第23条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者及び契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者及び契約者による、サービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
利用者及び契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

2.2. 契約の終了に伴う援助（契約書第20条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

2.3. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情解決窓口

担当者：施設長（園長） 渡口 政也 電話098-886-3400

○ 苦情受付担当者

各課に配属されています。

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを特養棟、正面入口に設置しています。

（2）行政機関その他の苦情受付機関

那覇市・ちゃーがんじゅう課 （相談窓口）	所在地：那覇市泉崎1丁目1番1号 電話番号：862-9010 FAX：862-9648 受付時間：9:00～17:00
沖縄県国民健康保険団体 連合会	所在地：那覇市西3丁目14番地18号 電話番号：863-2321 FAX：875-6758 受付時間：8:30～17:00
沖縄県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地：那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1 電話番号：882-5704 FAX：882-5714 E-mail：kuzyou@okishakyo.or.jp 受付時間：9:00～17:00

2.4. 連帯保証人の責務（契約書第27条参照）

サービス利用料金、施設・設備の故意又は重大な過失による滅失・破損・汚損した場合の原状回復にかかる費用等で、利用者及び契約者からの支払いが督促を行った後も事業者に対して行われない場合、利用料3ヶ月分相当（極度額45万円）を限度とし連帯保証人が直ちに清算するものとします。

尚、連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供致します。

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 ア 養護老人ホーム 鉄筋コンクリート2階建 (2,615.01 m²)

イ 特別養護老人ホーム 鉄筋コンクリート2階建 (3,620.63 m²)

(2) 建物の延べ床面積 6, 235.64m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を実施しています。

【短期入所生活介護】 平成21年4月1日指定 沖縄県第4770101766号 定員4名

【介護予防短期入所生活介護】 平成21年4月1日指定 第4770101766号

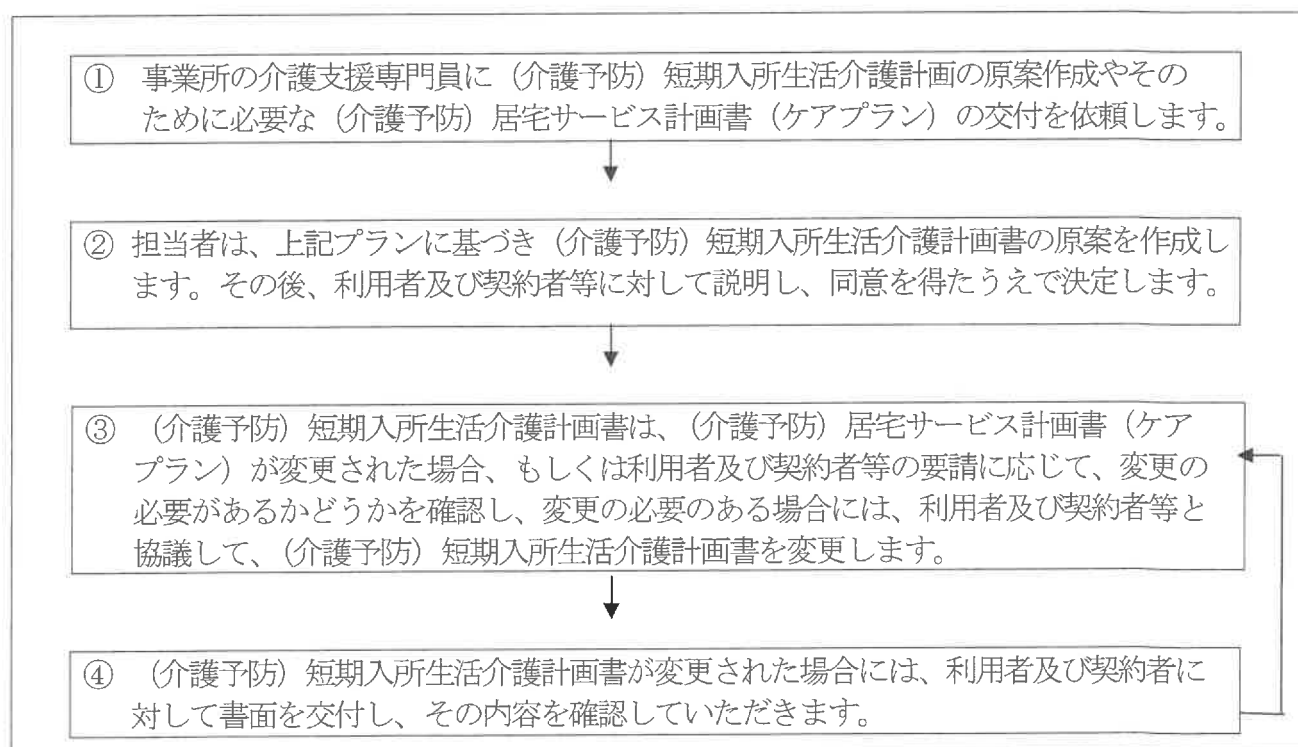
【介護老人福祉施設】 平成21年4月1日指定 第4770101766号 定員100名

(4) 施設の周辺環境

多くの歴史・文化遺産や伝統芸能発祥の地としても知られる首里。その一角の閑静な住宅街、石嶺町に首里偕生園がございます。市内外線的那覇バス以外にも、沖縄都市モノレール線「ゆいレール」やコミュニティバス「首里城下町線」など交通アクセスも充実し、豊かな生活環境に恵まれております。

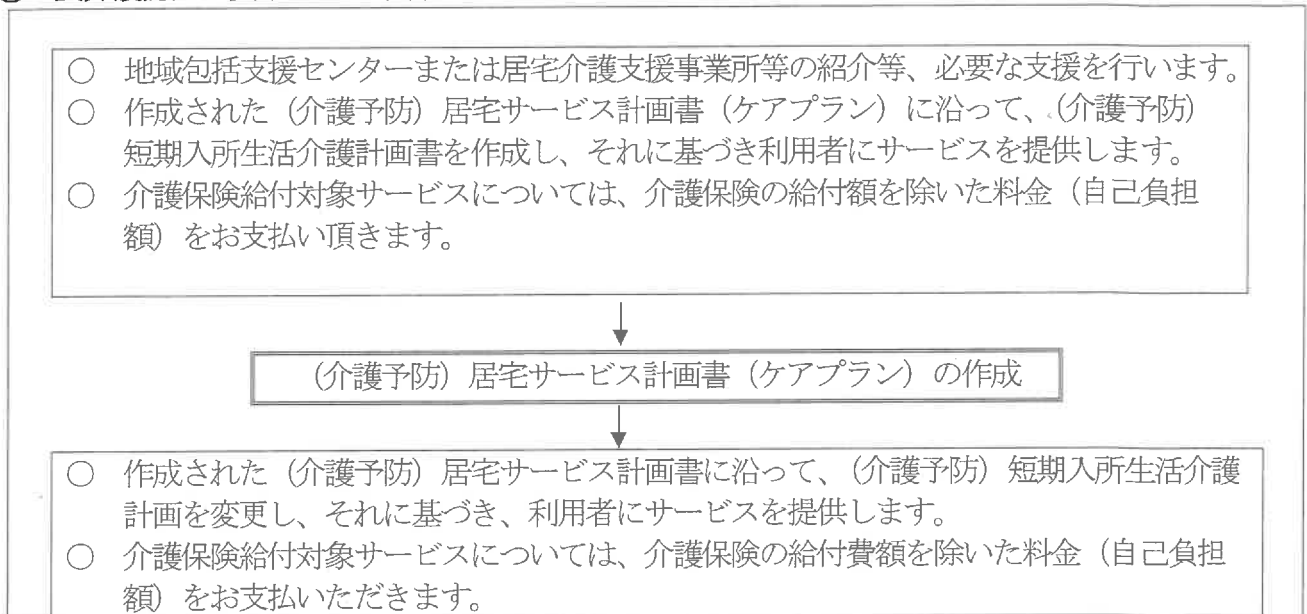
2. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) 利用者に具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「（介護予防）居宅サービス計画書（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「（介護予防）短期入所生活介護計画書」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。
(契約書第3条参照)

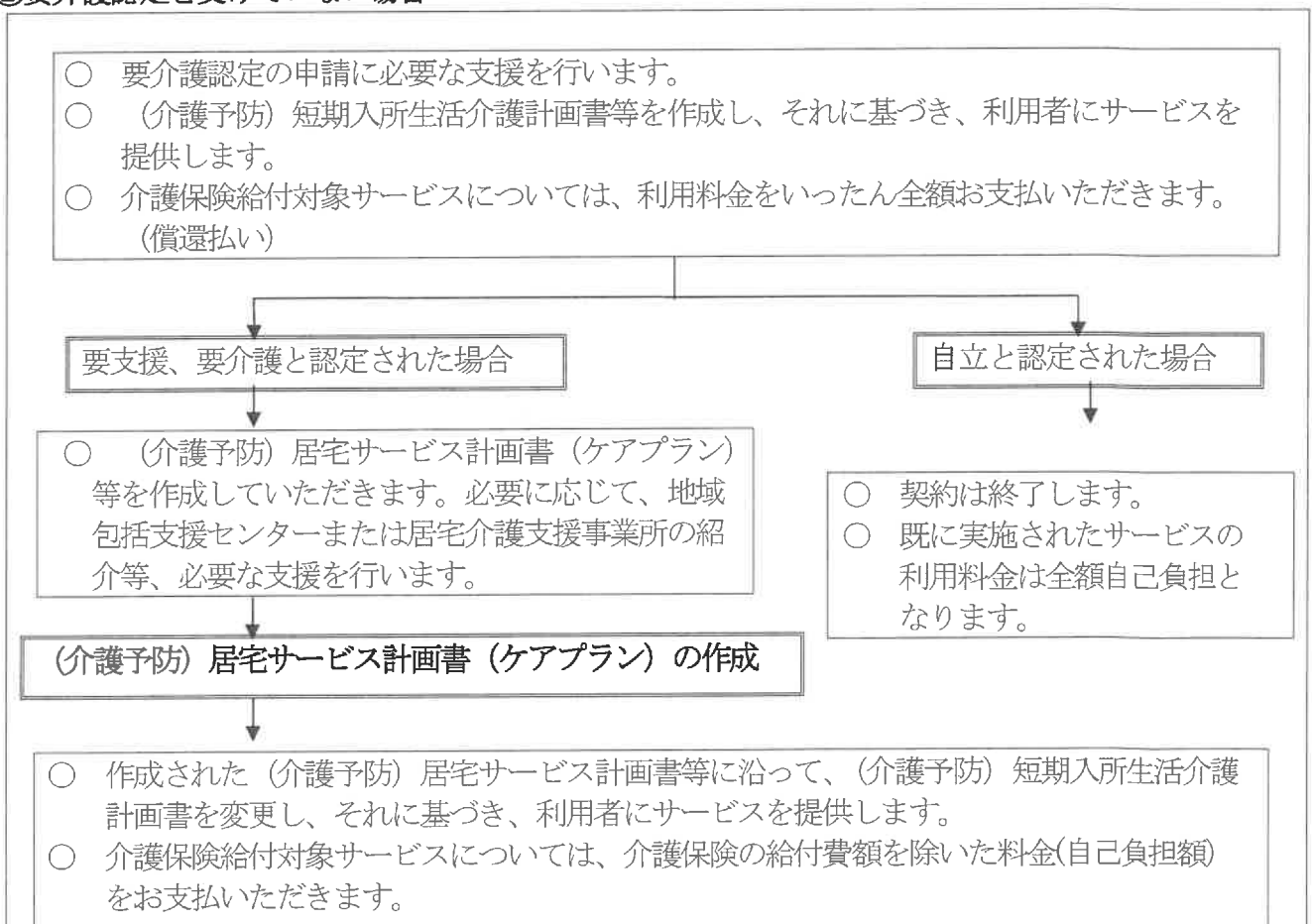


(2) 利用者に係る「(介護予防) 居宅サービス計画書 (ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



3. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者または契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかにご家族への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

4. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持込の制限

入所にあたり、危険物は原則として持ち込むことができません。

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第16条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者及び契約者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（3）喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

5. 利益供与の禁止について

当施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとします。

6. 第三者評価の実施の有無について

(利用者及び家族等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者及び家族の意見を把握する取り組みの状況。	1 あり	実施日	都度
		結果の開示	1 あり 2 なし
第三者による評価の実施状況。	2 なし		
	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	2 なし		

7. 損害賠償について (契約書第17条、第18条参照)

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

令和 年 月 日

介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 首里偕生園

氏 名： _____ 印

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者

住 所： _____

氏 名： _____ 印

契 約 者

住 所： _____

氏 名： _____ 印

連帯保証人

住 所： _____

氏 名： _____ 印